

第 3 号 議 案

平成30年度事業計画(案)承認について

第3号議案

平成30年度事業計画(案)承認について

((自)平成30年4月1日～(至)平成31年3月31日)

[概 要]

当群馬県協会は、行政改革に伴う公益法人移行認可は、平成24年4月1日(日)前橋地方法務局にて認証され、公益社団法人群馬県環境資源保全協会に改名、平成29年8月1日(火)には、「守る組織名」から「新たに創り生む」攻めの協会名の群馬県環境資源創生協会と改名致しました。

新協会名への改名を期に新たなる発想転換、意識改革、組織の充実・活性・健全化を目指しての

1. 組織の拡大・拡充の推進
2. 組織の資質研鑽・人材育成・優良事業化推進
3. 産・官・学連携環境啓発イベント事業展開

ほか事業主旨を図る。

廃棄物処理業界の健全な発展は、我が国の生活環境の保全と産業振興の維持発展は経済成長に資することを確信し、処理業界・処理業組織の一員としての自覚・責務を担い、自然と人との共生を理念に掲げ、公益社団法人の組織運営・事業運営の事業化に関する主要主旨である、群馬県協会の「本部事業決算統一化」を遵守し、本部組織を12支部組織との綿密な連携強化と組織機構の改革を図っての事業計画策定を基に、行政機関、関係機関のご指導と関係団体等のご支援を仰ぎ、積極的展開を図ることといたします。

平成30年度事業計画

[主 事 業 概 要]

1. 定時総会（本部理事 事業計画承認）・研修会・群馬県協会 設立30周年記念式典 開催

1. 開催日時 平成30年6月12日(火) Am9:00 役員集合
2. 開催場所 ホテル1-2-3 前橋マーキュリー(大ホール 鶴の間)
※会場設営・受付接待・表彰者受付・理事会 他
3. 表彰式 Pm1:00 開会
 - 1) 平成30年度ぐんま環境フェスティバル実行委員会
群馬県知事環境功労功績顕彰表彰
 - 2) 公益社団法人群馬県環境資源創生協会長表彰
 - ①組織運営功労賞
 - ②産業廃棄物適正処理推進員功労賞
4. 平成30年度定時総会 Pm2:00 開会
※司会進行 小島 克也 理事、 アシスタント 塩原 厚子
 - 1) 開 会 の 辞
 - 2) 協 会 長 挨 拶
 - 3) 来 賓 祝 辞
 - 4) 協 会 長 表 彰
 - 5) 祝 電 披 露
 - 6) 議 事
 - 第1号議案 平成29年度事業報告について
 - 第2号議案 平成29年度収支決算報告及び監査報告について
 - 第3号議案 平成30年度事業計画(案)について
 - 第4号議案 平成30年度収支予算(案)について
 - 第5号議案 その他
 - 7) 閉 会 の 辞
5. 平成30年度 産・官・学 連携事業 第1回研修会 Pm4:00 開会
基調講演 「産業廃棄物行政の現状と今後の展望について」
講 師 環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長 成田 浩司 氏
共 催 群馬県環境森林部・(公社)全国産業資源循環連合会
後 援 上毛新聞社・群馬テレビ・日本工業経済新聞社・
環境新聞社
6. 群馬県協会組織設立30周年記念式典(鶴の間) Pm5:30 開会

2. 組織の拡大・拡充促進について

[概要]

公益社団法人移行し、満6年が経過し当組織のテーマである「信頼・協調・自立」を念頭に更なる組織・業界の充実健全化を目指し、「本部事業決算統一化」による組織運営は基より、会員加盟活動の積極的展開を図ることといたします。

[審議事項]

1. 会員の入退会者及び変更に関する審議承認について
2. 会員加盟拡大・拡充促進活動について
※会員加盟増強は組織運営及び啓発事業などに関する当組織の重要な課題として、事業展開を図ることとする。
 - ①処理業許可取得業者への勧誘啓発
 - ②未許可業者への処理業許可取得の啓発
 - ③排出事業者への勧誘啓発
 - ④処理業許可受講者への勧誘啓発
 - ⑤本部・支部組織・第三者機関による組織勧誘啓発加盟増強
 - ⑥その他
3. 協会加盟メリット要綱の策定について
4. 協会加盟申込者の要領
 - ①協会概要 ②協会定款 ③協会事業概要 ④協会加盟のメリット事項⑤協会加盟申込概要 ⑥広報・事業掲載記事添付
5. その他

3. 労働安全衛生体制の整備確立の推進

[概要]

(※(公社)全国産業資源循環連合会安全衛生委員会と連携事業)
労働衛生、安全管理体制の整備確立による労働における衛生、安全環境整備並びに第三者機関に対する環境整備対策を策定し、労働環境の整備・円滑化体制に万全を期し、労災事故・災害防止の徹底を図ることとする。

[要点]

- ①作業時におけるガス類、粉塵、アスベスト類飛散物質等衛生用具着衣の徹底を図り事故防止策による健康促進
- ②作業時における火気、爆破事故の発生、廃棄物の再分別の徹底など事故災害防止マニュアルの策定・実行
- ③その他

4. 公益法人組織委託・受託事業に関する積極展開

◎組織運営の健全化運用基準として

- ①処理業者の人材育成強化推進確保研修委託受託事業
- ②処理業許可更新業務に関する委託受託業務
- ③処理業者の優良事業化に関する実務者研修事業への委託受託事業
- ④その他委託受託事業

5. 公益法人組織事業の健全運営の強化促進

- (1) 本部組織体制と支部組織体制の連携統一化による活動促進
- (2) 組織機構の充実健全化・組織の拡大拡充に係る会員加盟増強推進活動
- (3) 関係機関・関係団体との連携活動の促進
- (4) 上部団体 公益社団法人全国産業資源循環連合会組織体制との連携促進

6. 組織会員の資質研鑽に関する促進

- (1) 人材育成健全化確保に関する各種講習会、研修会、講演会、4ブロック研修会の開催
- (2) ホームページの効果的活用
- (3) 廃棄物処理業者情報の提供
- (4) 協会活動のメディア活用による情報提供
- (5) 業界会報を活用しての効果促進
- (6) 産業廃棄物に関する情報収集及び会員への提供
- (7) 先進優良事業所等の視察

7. 関係機関・関係団体との連携強化

- (1) 県行政、市町村行政に係る事業への積極的参画
- (2) 県行政、市町村行政との協議会の開催
- (3) 関係団体との連携事業への積極的参画
- (4) 関係団体との協議会の開催

8. [適 正 処 理 推 進 事 業]

電子・紙マニフェストの運用普及啓発促進

[概 要]

マニフェストシステムの適正処理推進事業

(公社)全国産業資源循環連合会と連携マニフェスト頒布事業の推進及び
利便性向上)

[要 点]

- ①紙マニフェスト・電子マニフェストの普及啓発に関して、廃棄物発生
の管理システムに不可欠な廃棄物処理伝票による発生品目の細目管理
・統計によるリサイクル化・再資源化・減量化を図り、環境と資源の
保全に寄与・循環型社会の形成構築を目指す。
- ②廃棄物の発生から処理までの管理システムの確立
- ③公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと公益社団法人全国産業
資源循環連合会との協議によるマニフェスト 35%より平成 27 年度 50%
目標数値に向けての研修科目の実施研修会を平成 27 年度より開催実施
4 年目を迎えている。

9. 広 報 活 動

- (1) 不適正処理の排除と未然防止
 - ①不法投棄防止のための啓発、監視等の公益事業活動への支援事業
 - ②支障除去事業等への支援事業
- (2) ぐんま環境フェスティバル・不適正処理防止県民の集い 同時開催
- (3) 産業廃棄物総合専門誌「月刊インダスト」の配布
- (4) ホームページ等の充実・活用
- (5) 照会事項等への対応

10. 優良認定制度推進事業の促進

- (1) 優良品業者の資質研鑽に関する人材育成確保研修、講習会他開催
- (2) 各企業のレベルアップによる組織健全化の推進
- (3) 関係行政機関との連携による研修、講習会の開催
- (4) 上部機関 (公社) 全国産業資源循環連合会連携による優良化推進
事業の促進
- (5) 電子マニフェストシステム加盟促進
- (6) エコアクション 21 認証取得に関する普及活動の促進
- (7) 産業廃棄物の事業場外保管の事前届出制度の実施
- (8) 各企業の優良化制度に関する相談、支援

1 1. (共催) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 産業廃棄物処理業許可取得講習会開催

- ①受講拡大啓発 ②受講受付 ③会場設営 ④開催運営業務
- ⑤受講相談 他産業廃棄物処理業許可取得の拡大による適正処理推進を図る。

1 2. (共催) 公益社団法人全国産業資源循環連合会 平成30年度産業廃棄物処理実務者研修会開催

[概 要]

全国産業資源循環連合会連携事業公益法人組織人材育成強化推進事業として産業廃棄物排出事業者及び処理業者等の処理業界に不可欠な委託契約に関する行政機関よりの適正処理推進対応に係るより一層の資質向上を図る為に、「組織で学ぶ教育と実践」を主題として、協会員企業のみでなく関係機関・協会員外（第三者機関）にも広く受講を呼びかけ、産業廃棄物の処理実務に携わる実務担当者を対象とする実務者研修会を開催する。

—記—

- 1. 開催日時 平成30年11月8日(木) Am9:00 受付
- 2. 開催場所 前橋問屋センター会館（華龍の間）
- 3. 受講拡大支援活動の積極的展開の実施

1 3. 表彰制度の実施

- ①産業廃棄物の適正処理を通して国民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、当組織の事業活動を通して業界の発展に貢献された会員事業所及び従事者に対し、その功労をたたえ、顕彰するため協会長名による表彰を行う。
- ②関係機関の表彰推薦実施
 - 1. 公益社団法人全国産業資源循環連合会 会長表彰
 - 2. 叙 勲
 - 3. 循環型社会形成推進功労者等 環境大臣表彰
 - 4. 群馬県功労者表彰
 - 5. 群馬県総合表彰
 - 6. 群馬県環境賞顕彰
 - 7. 群馬県協会長表彰

1 4. (主催) ぐんま環境フェスティバル実行委員会 [県共催] 産・官・学連携 平成30年度 ぐんま環境フェスティバル地球温暖化防止) 県民の集い開催

[概要]

ぐんま環境フェスティバル実行委員会(60団体組織)は環境と資源の保全を希求する循環型社会の形成に向けて、県行政・産業界・学界・関係団体・関係機関・県民による幼児から学生、大人までが楽しく学ぶ環境イベントとして毎年継承している事業である。

当群馬県協会は開催事務局の重責を担い、事業主体として開催運営・開催設営に努めるなど重点事業であり、本部組織と各支部組織との連携強化と関係機関との連携を図り、環境イベントの成功裡を期することとする。

—記—

開催日時 平成30年10月13(土) Am9:30~Pm4:00

開催場所 ヤマダ電機(LABI1高崎) イベント会場

※1. 開会セレモニー Am 9:30

2. 開会式 Am10:00

[県行政・県議会・各行政・学界・産業界・県民・関係者他]

1 5. (県共催) 群馬県廃棄物不適正処理防止推進本部 [適正処理推進事業] 不適正処理防止啓発県民の集い

[概要]

本イベントはぐんま環境フェスティバル開催と併せて、「郷土の美しい環境」・「快適な生活環境」づくりを目指し、廃棄物処理推進に向けて不適正処理及び不法投棄防止・撲滅を期して、県行政と連携により、毎年、普及啓発イベント・不適正処理防止県民の集いを開催するものである。

当群馬県協会が開催事務の重責を担い、県行政機関・県警察本部・県産業環境保全連絡協議会・(一社)県建設業協会・(公社)県環境資源創生協会の共催関係機関にて、開会式を執行し、会場内では適正処理推進を掲げ、不適正処理及び不法投棄防止・撲滅に関する普及啓発リーフレット・ティッシュ等の配布活動・G-ファイブによる寸劇・上武大学による吹奏楽演奏を予定している。高崎駅構内の街頭啓発活動は開催関係者により「適正処理の推進」・「不法投棄防止・撲滅」・「みんなで守ろう環境社会」・「地球温暖化防止」のぼり旗を掲げ通行歩行者に普及啓発リーフレット・ティッシュの配布活動を積極的に展開することとする。

16. (県共催) [適正処理推進事業]

不適正処理防止立看板製作設置並びに支部組織による巡視活動の積極実施

当協会は、近時社会における廃棄物無許可業者による悪質巧妙の不適正・不法投棄事案が発生している状況を踏まえ、行政機関の指導を仰ぎ本部事務局・各支部組織をはじめ産業廃棄物適正処理推進員と連携し不適正処理(不法投棄)防止監視区域立看板設置箇所屋外公告の更新許可のシールの張替え業務を実施し、適正処理推進啓発活動の積極的展開を図ることとして、各支部区域の立看板[不法投棄防止監視区域]各30ヶ所設置箇所の点検、周辺整備の巡視を基本として、各設置間の巡視パトロールの実施他適正処理推進啓発活動関連事業として不法投棄防止巡視活動による不適正処理事案に係る防止対策を目的に建設現場、建設資材置き場における不適正処理の現状について調査し実績報告書を提出することとする。

17. (県共催) 環境美化(春・秋)活動の積極参画

県下、各地域で開催される環境保全社会形成推進を目指しての普及啓発活動へは、各支部によるボランティア参加活動による県との連携事業として、春秋月間において県下地域の環境美化活動などに参画して積極的な展開を図る事とする。

—記—

実 施 日 平成30年5月13日(日)
主要実施場所 榛名湖周辺 他
(※協会統一活動として。環境月間にて各支部管内の不適正処理(不法投棄)防止立看板 設置箇所の公告許可シールの張替業務及び不適正処理巡視パトロールを5月中に実施予定)

18. (県共催) 産業廃棄物運搬車両一斉調査実施の積極参画

行政機関のご指示のもと、各支部の管内関連の役員と本部事務と連携し積極的参画を図る。

—記—

実 施 日 (予 定) 平成30年10月12日(金)

実施場所 高崎新町交番 (*平成29年度実施)

19. 県行政・市長村行政との連携事業促進

- (1) 適正処理・推進普及啓発活動
- (2) 不適正処理防止普及啓発パトロールの積極的实施・参画
- (3) 不適正処理防止立看板の制作設置
- (4) 不適正処理防止啓発街頭キャンペーンの実施
- (5) 廃棄物収集運搬車輛の一斉検問調査に参画
- (6) 環境美化統一キャンペーンに参画
- (7) 国よりの「環境の日」及び「環境月間」における啓発活動に参画
- (8) ぐんま環境フェスティバル開催事業に積極的参画
- (9) 地球温暖化防止啓発活動 県民の集い開催事業に積極的参画
- (10) 適正処理推進事業 不適正処理防止県民の集い開催事業に積極的参画
- (11) 市町村行政機関関連イベント出展参加による普及啓発活動に参画
- (12) 環境保全保証基金事業に積極的参画

20. 環境保全保証基金事業

- (1) 生活環境保全上に係る普及啓発業務
- (2) 生活環境保全上に係る不法投棄廃棄物の撤去処理事業
- (3) 不適正処理廃棄物のサンプル調査業務
- (4) 行政機関との連携促進事業
- (5) 報道機関との普及啓発促進事業
- (6) 関係機関、関係団体との連携促進事業
- (7) その他

21. モデル事業化に向けての連携強化促進

- (1) 県行政、県議会、関係機関と連携促進
- (2) 関係団体他との連携促進
- (3) 処理施設等に係る調査研究並び設置促進
- (4) 処理業組織の運営、充実、健全化の構築に係る処理業許可申請に関する委託業務の受注促進
- (5) 環境教育会館他の建設促進
- (6) 天災時に於ける大量災害廃棄物の緊急一時保管場所(施設)設置促進
- (7) 事業推進に関する普及啓発活動促進
- (8) その他

2 2. 当 組織委員会・部会との連携強化活動促進

- (1) 組織体制の確立
- (2) 組織の拡大、拡充
- (3) 適正処理の推進に係る啓発活動
- (4) 不適正処理防止啓発活動の積極的实施及び参画
- (5) 不適正廃棄物の調査並び撤去事業
- (6) 「許すな不法廃棄物＝監視区域」の啓発立看板の制作、設置
- (7) 建設系がれき類一時積替保管場所設置 標示看板製作・頒布事業
- (8) 環境啓発に係る広報活動
- (9) 研修会、講習会、講演会の開催運営
- (10) イベント等の開催会場設営管理
- (11) その他

2 3. 群馬県災害時における

「災害緊急組織体制の設置」等に関する行政機関との連携促進

- (1) 県行政機関との「災害時における廃棄物処理に関する協定締結」に関する維持管理体制の確立
- (2) 行政機関との連携による研修会の開催
- (3) 緊急災害対策本部の設置
- (4) 緊急組織体制連絡網の設置
- (5) 各支部組織による緊急出動体制の確立
- (6) 災害時に発生する多量廃棄物処理に係る一時保管場所の選定調査並びに設置促進に関する啓発活動
- (7) 関係機関との連携による情報収集管理システムの確立
- (8) (公社)全国産業廃棄物連合会並び関東地域協議会との連携による緊急対応の確立
- (9) 緊急情報収集ネット化の確立
- (10) 関係機関による研修、研究会の定例会議の設置
- (11) (災害発生によるがれき類処理の促進
- (12) その他

2 4. 環境教育学習会館（施設）建設推進

本協会は国民の健全な生活環境の保全を図るため、環境教育社会の構築に向けて、幼児期から小中高校生に至る環境統一教育並びに大人・学識経験者など一同が会して環境に関する基本教育を目指す。学習、研修、総合相談、管理など多目的を有する常設会場の建設と併せて自然環境・交通アクセス・利便性を生かす広域性のある環境関連機器の展示、農産生鮮安全食物の展示環境啓発イベント会場建設の推進を図る。

25. 環境教育学習会館建設積立金の有効活用推進

環境教育学習会館の建設は、諸般の事情により事業の着手に至っておらず、建設積立金の有効活用が図られていない現状がある。この様な現況下、平成28年度廃棄物処理法の改正・見直しへの対応等、本協会員への教育など啓発事業実施の必要性が喫緊の課題となっている。この様な状況に鑑み、教育会館建設積立金の一部を啓発事業費用に充当し、環境教育学習会館建設積立金の有効活用による「組織の人材育成・会員増強普及啓発事業の創設」を図る。

26. (県連携事業) 産業廃棄物の適正処理に向けた調査研究事業

産業廃棄物の処理実態、処理ルート等を踏まえ、適正かつ合理的な処理が困難となっている産業廃棄物の実態を把握し、問題点を整理した上で適正処理を実現するため、公益社団法人群馬県環境資源創生協会として早急を実現することが可能な具体的方策を策定する。調査研究事業にあたり、国・県行政のご指導をいただき、公益社団法人全国産業資源循環連合会・関係機関・関係団体・関係企業のご協力ご支援により、調査研究の実のある成果に向けて調査班・研究班を設け事業展開を図る。

27. 東日本大震災関連の義援支援活動の促進

東日本大震災は平成23年3月11日 午後2時46分発生。予想せぬ津波等により多くの人命を失い、建造物・病院・公共施設・工場・産業施設等は瞬時に崩壊し、ガレキと化した。特に福島原発の崩壊は、正に悲惨な事態となっている。私どもは義援支援等、災害復興に全力をあげた取組みを図るため、国県をはじめ、関係行政機関・関係機関・関係団体との連携により災害復興に関連する事業を積極的に展開することとする。

[事業概要]

1. 当組織に緊急災害対策本部を設置
 - ①当組織に組織体制の確立
 - ②緊急連絡網の確立
 - ③情報収集提供の徹底
 - ④支援要請体制の確立
2. 国・県等行政機関の指導、通達による事業活動の徹底
3. 関係機関、関係団体等連携による事業活動
4. 災害復旧関連の要請による活動促進
5. 災害義援活動の促進
6. その他

28. 天災時における大量災害発生廃棄物の緊急一時保管場所の確保について

〔概要〕

天災時に発生する大量災害発生廃棄物の一時保管施設の早期建設は必要不可欠である。

(災害復興は災害発生物の処理から対策が講じられる。)

- ①天災時の大量災害発生物は、一般・産廃行政にて分別が不可能の状況である。
- ②災害発生物は混合物、含水発生物など大量に発生するため行政機関の処理施設、保管用地の確保は現況に於いて不可能であると云える。
- ③災害時における災害大量発生物の一時保管施設の適地確保は国・県所有地が望ましい。廃棄物処理法は申請当該地の所有者責任が課されている由、民有地での指定確保が不可能であると云える。

当群馬県協会は今後の重要事業として、天災時における「県内物は県内処理」を念頭に天災時における緊急一時保管施設の確保に関する早期実現に向け、研究調査を継承しての事業を推進してまいります。

29. 青年・女性部会組織強化並びに事業支援について

協会・業界の発展にかかわる女性層の一層のレベルアップ・組織の健全化・次世代の継承に向けて、業界女性層の組織化資質向上を図るとともに、異業種・企業会員・関連企業・団体組織の連携強化による資質研鑽・情報収集・技術の研鑽・実践を通して、時代に適応した能力の開発等の施策を講じ、業界の発展は基より、組織・企業の維持発展を期して、社会の一翼を担い得る青年・女性部の躍進を目指し青年・女性部が主役となつての社会貢献に向けての積極的事業活動を推進してまいります。